

随意契約の結果

【令和4年4月分】機構支援業務等

独立行政法人都市再生機構中部支社

| 工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等 | 契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地 | 契約を締結した日 | 契約相手方の氏名及び住所 | 契約相手方の法人番号 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 随意契約によることとした理由 | 再就職員員数 | 公益法人の場合 | | 備 考 |
|---------------------------------------|---|----------|--|---------------|------|-------------|-----|--|--------|---------|---------------|-----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | |
| R 0 4 - 支 - アーバンラフレ鳴海 昇降機保守管理業務 | 分任契約担当役 中部支社 総務部長 所 義高 愛知県名古屋市中区錦3-5-2 7 | 令和4年4月1日 | ダイコー（株） 東京都港区芝大門1-1-1 | 1010401016378 | 非公表 | 4,369,200円 | - | 本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替等の業務である。 当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故等も発生し得る設備であるため、最適者による管理が必須である。 当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。 また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応也可能である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。 | - | | | |
| R 0 4 - 支 - アーバニア鶴舞第二 他昇降機保守管理業務 | 契約担当役 中部支社長 郡司 直人 愛知県名古屋市中区錦3-5-2 7 | 令和4年4月1日 | 三精テクノロジーズ（株） 大阪府大阪市淀川区宮原4-3-29 | 3120901006634 | 非公表 | 14,691,600円 | - | 本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替等の業務である。 当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故等も発生し得る設備であるため、最適者による管理が必須である。 当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。 また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応也可能である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。 | - | | | |
| R 0 4 - 支 - 白島パークハイツ神 宮西他昇降機保守管理業務 | 分任契約担当役 中部支社 総務部長 所 義高 愛知県名古屋市中区錦3-5-2 7 | 令和4年4月1日 | フジテック（株） 東京都港区白金1-17-3 | 3160001009212 | 非公表 | 8,448,000円 | - | 本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替等の業務である。 当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故等も発生し得る設備であるため、最適者による管理が必須である。 当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。 また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応也可能である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。 | - | | | |
| R 0 4 - 支 - 保見他昇降機保守管 理業務 | 契約担当役 中部支社長 郡司 直人 愛知県名古屋市中区錦3-5-2 7 | 令和4年4月1日 | 日本エレベーター製造 (株) 東京都千代田区岩本町1-10-3 | 8010001032926 | 非公表 | 33,000,000円 | - | 本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替等の業務である。 当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故等も発生し得る設備であるため、最適者による管理が必須である。 当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。 また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応也可能である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。 | - | | | |
| R 0 4 - 支 - 木場他昇降機保守管 理業務 | 契約担当役 中部支社長 郡司 直人 愛知県名古屋市中区錦3-5-2 7 | 令和4年4月1日 | 日本オーチス・エレベータ (株) 東京都文京区本駒込2-28-8 | 9010001075825 | 非公表 | 55,030,800円 | - | 本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替等の業務である。 当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故等も発生し得る設備であるため、最適者による管理が必須である。 当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。 また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応也可能である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。 | - | | | |

随意契約の結果

【令和4年4月分】機構支援業務等

独立行政法人都市再生機構中部支社

| 工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等 | 契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地 | 契約を締結した日 | 契約相手方の氏名及び住所 | 契約相手方の法人番号 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 随意契約によることとした理由 | 再就職員員数 | 公益法人の場合 | | 備 考 |
|------------------------|---|----------|--------------------------------------|---------------|------|-------------|-----|---|--------|---------|---------------|-----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | |
| R04-支-尾上他昇降機保守管理業務 | 契約担当役 中部支社長 郡司 直人 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 | 令和4年4月1日 | 東芝エレベータ（株） 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34 | 5010701006785 | 非公表 | 47,520,000円 | - | 本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。 当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故等も発生し得る設備であるため、最適者による管理が必須である。 当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。 また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応也可能である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。 | - | | | |
| R04-支-藤ヶ丘他昇降機保守管理業務 | 契約担当役 中部支社長 郡司 直人 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 | 令和4年4月1日 | (株) 日立ビルシステム 東京都千代田区神田淡路町2-101 | 2010001027031 | 非公表 | 48,972,000円 | - | 本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。 当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故等も発生し得る設備であるため、最適者による管理が必須である。 当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。 また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応也可能である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。 | - | | | |
| R04-支-池下第二他昇降機保守管理業務 | 契約担当役 中部支社長 郡司 直人 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 | 令和4年4月1日 | 三菱電機ビルソリューションズ（株） 東京都千代田区有楽町1-7-1 | 5010001030412 | 非公表 | 76,876,800円 | - | 本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された昇降機に係る点検、調整、修理又は取替え等の業務である。 当該設備は、不特定多数が常時利用し、不適切な保守管理により人身事故等も発生し得る設備であるため、最適者による管理が必須である。 当該業者は、当該昇降機の工事施工者系列の保守管理会社であり、一般的な知識のみならず、当該昇降機の構造や特性等を熟知しており、不具合等を未然に防止できる保守管理方法を最も確立している者である。 また、故障等が発生した場合は、迅速、的確な対応也可能である。 よって、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。 | - | | | |